

千葉県議会議員選挙制度の改正に関する提案

2006年9月12日

民主党千葉県議員団

はじめに ーなぜ、議員定数は正か

今日、地方の時代と言われている。これを具体化する上で議会の果たすべき役割はますます重要となる。多様な県民の声を県議会に送り込み、政策として具体化し、県政に生かさなければならぬ。しかし千葉県議会の現状は、県民の声が十分県議会に反映されているとは言えない。

選挙区についてみると、議員1人当たりの人口の較差が5倍を超えていたり、いわゆる逆転区が存在し、1票の価値に大きな差が生じているなどの問題を抱えている。

このような現状を変革すべく、議会自体の意思に基づき議員の定数は正を実現し、県民の意思が反映できる県議会を創ることが求められている。

1. 千葉県における選挙区と定数の現状

定数は地方自治法90条に基づいて定められている。昭和22年、第一回統一地方選では法定上限60人に対し、定数60人であった。以後、人口増に合わせて昭和50年定数79人(法定上限79人)へと増加し続け、以後、人口増に伴う上限の増加にかかわらず、昭和58年まで定数は79人であった。

昭和62年選挙に際し、上限105人となったことに対応して定数を85人としたことを機会に、上限の増加に合わせて議員数を増やし、平成11年114人に対し、定数98人として今日にいたっている。地方自治法によれば現在の県人口から算出すれば法定上限は118人となる。

2. 検討すべき課題

本県における県議会の選挙区及び定数に関しては、最小の特例区(海上郡)に対して最大の選挙区(千葉市緑区)の人口格差が5.19倍となっている。千葉県における地域構造、地域特性等の事情を配慮しても、

余りにもかけ離れた数字になってしまっている。当初、前提となった地域事情の変化もあり、国政に関するこれまでの判例等にも配慮しつつ、適当な数に改めるべき時期に至ったと考えられる。県民に開かれた、活性化した議会を創るという観点から、選挙区及び定数是正を図るべきである。

さらに、配慮すべき点として、近年の市町村合併への動きに伴う定数の変動が予想されること、地方分権一括法施行に伴い、わが県独自の事情の配慮すべき余地が生まれていることがある。

議会の尊厳を高める観点から、議員定数を減じて、議員に付与される一人あたりの人口数を高めることも意義のあることである。

3. 基本的な考え方

以上の課題を踏まえ、選挙区再編及び議員定数是正に向けて以下の基本的な方針を定める。

- ① 地方自治法・公職選挙法に依拠し、いわゆる逆転区は完全に解消させる
- ② 人口較差は1対2未満とする
- ③ 1つの選挙区からなるべく多様な住民の声を吸収するため新たな1人区はなるべく作らない

4. 選挙区再編及び議員定数是正の理由

1. 最小の経費で最大効果を挙げなければならない（地方自治法第2条第14項）
2. 合議体としての効率的運営を図るための議員定数とすべきであること
3. 地方自治体の深刻な財政状況
4. 県下ほとんどの市町村ですでに減数条例を制定していること

5. 選挙区再編と定数是正試案

以上の基本的な考え方に基づき、次の選挙区再編と定数是正案を提案する。

①格差是正の実現

1票の格差を人口比で2倍以内とする。

②特例区の廃止、選挙区の再編（市町村合併等の事情について配慮）

今後の広域行政に進展も検討に入れた定数配分を検討する。

③議員の定数の10～20%削減（議会システムの簡素化）

中長期的な視点も含め検討をする。

④ガラス張りの選挙制度改革

定数見直しの議論を広く県民に公開し、密室での議論を排除する。

⑤選挙区再編と定数是正試案

参考資料

(参考1) 地方自治法

第90条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

- 2 都道府県の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める数（都にあつては、特別区の存する区域の人口を100万人で除して得た数を当該各号に定める数に加えた数（その数が130人を超える場合にあっては、130人））を超えない範囲内で定めなければならない。
 1. 人口75万未満の都道府県 40人
 2. 人口75万以上100万未満の都道府県 人口70万を超える数が5万を増すごとに1人を40人に加えた数
 3. 人口100万以上の都道府県 人口93万を超える数が7万を増すごとに1人を45人に加えた数（その数が120人を超える場合にあっては、120人）

(参考2) 地方公共団体の議会の議員の選挙区 一公職選挙法

第15条 都道府県の議会の議員の選挙区は、都市の区域による。

- 2 前項の区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下本条中「議員1人当りの人口」という。）の半数に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合せて1選挙区を設けなければならない。

【令】第3条

- 3 第1項の区域の人口が議員1人当りの人口の半数以上であつても議員1人当りの人口に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合せて1選挙区を設けることができる。

【令】第3条

- 4 1の郡の区域が他の郡市の区域により2以上の区域に分断されている場合における前3項の規定の適用については、当該各区域

又はそれらの区域を合せた区域を郡の区域とみなすことができる。1の郡の区域が他の郡市の区域により分断されてはいないが地勢及び交通上これに類似する状況にあるときも、また同種とする。

【令】第3条

- 5 1の都市の区域が2以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における第1項から第3項までの規定の適用（別項の規定の適用がある場合を含む。）については、当該各区域を郡市の区域とみなすことができる。
- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもつて選挙区とする。

【令】第6条の2

- 7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

（参考3） 「地方議会選挙で許される格差は原則として2倍まで」
昭和61年2月26日都議会議員選挙定数訴訟判決（東京高裁）

「第1に考慮しなければならないことは、投票価値の平等という憲法上の原則であり、そしてまたその公選法における現れである15条7項本文の人口較差1対1の原則と36条の1人1票の原則である。次に考慮

すべきことは健全な国民感情、すなわち多少の不平等はやむを得ないものとして忍ぶとしても、自己が1票しか持っていないのに他人はその倍の2票を持つと同じ結果になるようなことは我慢できないという素朴な気持である。・・・島部のような特殊な事情のある場合を除いて1対2を超えることは許されないものと解すべきことになる」

* 最高裁判所判決 - 最大較差を1対2.92とする

(参考4) 千葉県議会議員の選挙区の特例に関する条例

(市町村の合併の特例に関する法律に基づく議員の選挙区の特例)

第1条

平成17年3月28日から平成18年3月31日までの間に行われる市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合における千葉県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例に関する法律第15条第1項又は同法附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第15条第1項の規定により、当該市町村の合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

第2条

平成17年4月1日から次の一般選挙が行われる日の前日までの間に行われる市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合における議員の選挙区は、市町村の合併の特例等に関する法律第21条第1項の規定により、当該市町村の合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

千葉県議会議員定数並びに一票の較差を是正する民主党案

項目	平成17年	定数	一人あたり	較差	選挙区旧名称
	国調人口	(案)	人口		
1 四街道市	84,769	1	84,769	1.29	
2 船橋市	569,829	7	81,404	1.24	
3 習志野市	158,750	2	79,375	1.2	
4 松戸市	472,504	6	78,751	1.19	
5 銚子市	75,020	1	78,697	1.19	
6 市川市	466,408	6	77,735	1.18	
7 浦安市	155,287	2	77,644	1.18	
8 流山市	152,653	2	76,327	1.16	
9 (新) 柏市	381,016	5	76,203	1.16	柏市・沼南町
10 八街市	75,728	1	75,728	1.15	
11 (新) 野田市	151,229	2	75,615	1.15	野田市・関宿町
12 千葉市若葉区	149,901	2	74,951	1.14	
13 千葉市稲毛区	149,714	2	74,857	1.14	
14 千葉市美浜区	145,541	2	72,771	1.11	
15 (新) 旭市	70,644	1	70,644	1.07	旭市・海上町・飯岡町・干潟町
16 市原市	280,241	4	70,060	1.06	
17 (新) 匝瑳市近隣選挙区	68,073	1	68,073	1.03	八日市場市・野栄町・横芝町・光町
18 印旛郡	66,808	1	66,808	1.01	酒々井町・印旛村・本埜村・栄町
19 (新) 鴨川市近隣選挙区	66,606	1	66,606	1.01	鴨川市・天津小湊町・勝浦市・御宿町
20 我孫子市	131,198	2	65,599	1	
21 長生郡	65,271	1	65,271	0.99	一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町
22 東金市近隣選挙区	130,258	2	65,129	0.99	東金市・大網白里町・九十九里町
23 (新) 香取市近隣選挙区	127,153	2	63,577	0.96	佐原市・山田町・栗源町・小見川町・多古町・神崎町・東庄町
24 千葉市中央区	184,636	3	61,545	0.93	
25 木更津市	122,208	2	61,104	0.93	
26 (新) 成田市	121,150	2	60,575	0.92	成田市・下総町・大柴町
27 千葉市花見川区	181,711	3	60,570	0.92	
28 八千代市	180,731	3	60,244	0.91	
29 印西市	60,061	1	60,061	0.91	
30 富里市近隣選挙区	59,760	1	59,760	0.91	富里市・芝山町
31 袖ヶ浦市	59,109	1	59,109	0.9	
32 (新) 山武市	59,010	1	59,010	0.9	成東町・山武町・蓮沼村・松尾町
33 佐倉市	171,231	3	57,077	0.87	
34 千葉市緑区	112,850	2	56,425	0.86	
35 (新) 南房総市近隣選挙区	54,524	1	54,524	0.83	富浦町・富山町・三芳村・丸山町・和田町・千倉町・白浜町・鏡南町
36 (新) いすみ市近隣選挙区	53,816	1	53,816	0.82	大原町・岬町・夷隅町・大多喜町
37 白井市	53,011	1	53,011	0.8	
38 鎌ヶ谷市	102,822	2	51,411	0.78	
39 館山市	50,527	1	50,527	0.77	
40 富津市	50,161	1	50,161	0.76	
41 茂原市	93,262	2	46,631	0.71	
42 君津市	90,978	2	45,489	0.69	
計	6,056,159	89			
*「議員1人あたり人口」、「較差」は表示桁以下四捨五入。					
民主党案の概要					
★市町村合併及び合区により現在の47選挙区から42選挙区に再編					
★議員定数は現行の98名から89名となり9名減					
★特例区は認めない					
★市町村合併による新市は分断しない					
★一票の較差は現在の5.19倍(最大の千葉市緑区と最小の海上郡)から1.86倍(最大の四街道市と最小の君津市)となる。					
★定数増の選挙区 3選挙区 千葉市緑区・八千代市・(新) 柏市					
★定数減の選挙区 3選挙区 松戸市・銚子市・長生郡					
★合区により消滅する選挙区 8選挙区					
東葛飾郡選挙区 定数1 (新) 柏市選挙区に吸収					
山武郡選挙区 定数3 東金市近隣選挙区と富里市近隣選挙区と山武市選挙区に分割					
匝瑳郡選挙区 定数1 (新) 匝瑳市近隣選挙区へ移行					
香取郡選挙区 定数3 (新) 香取市近隣選挙区と(新) 成田市に分割					
海上郡選挙区 定数1 (新) 旭市選挙区に吸収					
勝浦市選挙区 定数1 (新) 鴨川市近隣選挙区と合併					
夷隅郡選挙区 定数2 (新) いすみ市近隣選挙区と(新) 鴨川市近隣選挙区に分割					
安房郡選挙区 定数2 (新) 南房総市近隣選挙区に移行					